環境厚生常任委員会

日 時 令和元年11月1日(金)

午後1時30分 ~

場 所 第3委員会室

1 開議

- 2 亀岡市における環境美化施策について
- 3 その他

○亀岡市環境美化条例

平成17年3月29日

条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、本市の環境美化について必要な事項を定め、市、事業者及び市民等が 一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止することにより、地域環境の美化を図 り、清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた空き缶、空き瓶、プラスチック容器 その他の容器をいう。
 - (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、ビニールその他 これらに類する物をいう。
 - (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
 - (4) 事業者等 市内において事業活動を行う者又は市内で活動する団体をいう。
 - (5) 所有者等 市内において、土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
 - (6) 公共の場所 公園、道路、河川、広場、その他これらに類する場所をいう。
 - (7) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、所有者、占有者又は管理者が使用していないものをいう。

(市の青務)

- 第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的に実施しなければならない。
- 2 市は、前項の施策実施について、市民等、事業者等、所有者等及び関係行政機関に対し て協力を要請することができる。

(市民等の責務)

- 第4条 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。
- 2 市民等は、自宅及びその周辺の清掃及び家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻 等を持ち帰るなど環境美化活動に努めなければならない。

(事業者等の責務)

- 第5条 事業者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければ ならない。
- 2 事業者等は、当該事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、環境美化活動に努めなければならない。

(所有者等の責務)

- 第6条 所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければ ならない。
- 2 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物において、環境美化のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(投棄の禁止等)

第7条 何人も、みだりに空き缶等及び吸い殻等を公共の場所及び他人が所有し、占有し、 又は管理する場所に捨ててはならない。

(飼い犬等のふんの放置の禁止)

第8条 犬、猫その他の愛がん動物(以下「飼い犬等」という。)の所有者又は管理者は、 当該飼い犬等が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所においてふんを 排せつした場合には、当該ふんを適切に処理しなければならない。

(空き地の管理)

第9条 都市計画法(昭和43年法律第100号)に定める市街化区域及び市長が特に必要と認めた区域における空き地の所有者等は、繁茂する雑草、枯れ草その他かん木類又は投棄された廃棄物等を放置して周辺の生活環境を損なうことのないよう、常に空き地を適切に管理しなければならない。

(美化推進重点地域の指定等)

- 第10条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに空き地の管理等が特に必要であると認められる地域を美化推進重点地域として別に指定することができる。
- 2 市長は、前項に基づき美化重点地域を指定し、変更し又は解除したときは、これを告示 しなければならない。

(指導又は勧告)

第11条 市長は、第7条から第9条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告を することができる。

(措置命令)

第12条 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

(代執行)

第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き地の所有者等が命ぜられた措置を履行しない場合には、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら空き地の所有者等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を空き地の所有者等から徴収することができる。

(公表)

第14条 市長は、第12条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成17年4月1日から施行し、第12条、第13条及び第14条の規定は、平成17年7月1日から適用する。

ポイ捨て防止条例等の条文構成比較表

	大崎町ポイ捨て等防止条例	志布志市ポイ捨て防止条例	亀岡市環境美化条例
(目的)	第1条 この条例は、ポイ捨て及び飼い犬の ふん等の放置の防止について必要な事項を定 め、清潔で美しいまちづくりを推進し、もっ て町民の快適な生活環境の保持に資すること を目的とする。	棄、飼い犬のふんの放置等ポイ捨ての防止に ついて必要な事項を定め、市民等及び事業者	が一体となって、空き缶等及び吸い殻等の散 乱を防止することにより、地域環境の美化を
(定義)		第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	
	(1) 空き缶等 飲食料等の缶,瓶,ペットボトルその他の容器及びたばこの吸殻, チューインガムの噛みかす,紙くず,レジ袋 その他これらに類する物をいう。	(1) ポイ捨て 市民等がごみ箱その他の定められた容器又はごみの集積場以外の場所にごみを捨てることをいう。	
	(2) ポイ捨て 空き缶等を回収容器又はご み箱等の定められた物又は場所以外に捨てる ことをいう。	(2) 空き缶・吸い殻等 空き缶、空き瓶、空きペットボトル、たばこの吸い殻等ポイ捨てされることにより、まちの美観を損なうものをいう。	(2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューイ ンガムのかみかす、紙くず、ビニールその他 これらに類する物をいう。
	(3) 町民等 町内に居住,滞在,通勤若しくは通学し,又は町内を来訪若しくは通過する者をいう。	(3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在 し、又は市内を通過する者をいう。	(3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学 し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者 をいう。
	(4) 事業者 町内に事業所を置く者又は町 内において事業活動を行う者をいう。		(4) 事業者等 市内において事業活動を行 う者又は市内で活動する団体をいう。
	(5) 公共の場所 公園,広場,道路,河 川,海岸その他町民等が自由に利用できる場 所をいう。		(5) 所有者等 市内において、土地又は建 物を所有し、占有し、又は管理する者をい う。

	大崎町ポイ捨て等防止条例	志布志市ポイ捨て防止条例	亀岡市環境美化条例
			(6) 公共の場所 公園、道路、河川、広 場、その他これらに類する場所をいう。
			(7) 空き地 宅地化された土地又は住宅地 に隣接する土地で、所有者、占有者又は管理 者が使用していないものをいう。
(町の責務) (市の責務)	第3条 町は,この条例の目的を達成するために必要な施策(以下「施策」という。)を実施しなければならない。	第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者と一体となって、共生協働によるポイ捨てのない美しいまちづくりの推進に必要な施策を実施しなければならない。	第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的に実施しなければならない。 2 市は、前項の施策実施について、市民等、事業者等、所有者等及び関係行政機関に対して協力を要請することができる。
(町民等の責務) (市民等 の責務)	第4条 町民等は、清潔で美しいまちづくりを心がけ、快適な生活環境の保持に努めなければならない。	第4条 市民等は、進んで空き缶・吸い殻等 の適正な処理を行う等共生協働によるポイ捨 てのない美しいまちづくりの推進に努めなけ ればならない。	第4条 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。
	2 町民等は,町が実施する施策に協力しな ければならない。		2 市民等は、自宅及びその周辺の清掃及び 家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い 殻等を持ち帰るなど環境美化活動に努めなけ ればならない。
(事業者の責 務)		第5条 事業者は、その社会的責任を認識 し、共生協働によるポイ捨てのない美しいま ちづくりの推進に努めなければならない。	第5条 事業者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。
	2 事業者は,町が実施する施策に協力しな ければならない。		2 事業者等は、当該事業所及びその周辺並 びに事業活動を行う地域において、環境美化 活動に努めなければならない。

	大崎町ポイ捨て等防止条例	志布志市ポイ捨て防止条例	亀岡市環境美化条例
(ポイ捨ての 禁止等)(市 民等の義務) (所有者等 の責務)	第6条 町民等は,空き缶等をポイ捨てして はならない。	第6条 市民等は、空き缶・吸い殻等をポイ 捨てしてはならない。	第6条 所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。
		2 市民等は、公共の場所及び他人の土地 に、飼い犬のふんを放置してはならない。	2 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物において、環境美化のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(小幸の林	3 町民等は、公共の場所においては歩行中に喫煙しないように努め、喫煙するときは、備え付けの灰皿又は携帯用の吸殻入れを使用して、吸殻を適正に処理しなければならない。	3 市民等は、公共の場所において喫煙するときは、備付けの灰皿、携帯用の吸い殻入れ等を使用して、吸い殻を適正に処理しなければならない。	第7条 何人も、みだりに空き缶等及び吸い 殻等を公共の場所及び他人が所有し、占有 し、又は管理する場所に捨ててはならない。
(飼い犬等 のふんの放 置の禁止)			第8条 犬、猫その他の愛がん動物(以下 「飼い犬等」という。)の所有者又は管理者 は、当該飼い犬等が公共の場所及び他人が所 有し、占有し、又は管理する場所においてふ んを排せつした場合には、当該ふんを適切に 処理しなければならない。
(空き地の 管理)			第9条 都市計画法(昭和43年法律第100号)に定める市街化区域及び市長が特に必要と認めた区域における空き地の所有者等は、繁茂する雑草、枯れ草その他かん木類又は投棄された廃棄物等を放置して周辺の生活環境を損なうことのないよう、常に空き地を適切に管理しなければならない。

	大崎町ポイ捨て等防止条例	志布志市ポイ捨て防止条例	亀岡市環境美化条例
(美化推進 重点地域の 指定等)			第10条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の 散乱の防止並びに空き地の管理等が特に必要 であると認められる地域を美化推進重点地域 として別に指定することができる。
			2 市長は、前項に基づき美化重点地域を指定し、変更し又は解除したときは、これを告示しなければならない。
	第7条 町長は、前条の規定に違反したと認めたときは、当該違反者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。		第11条 市長は、第7条から第9条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。
(命令) (措 置命令)		第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定 に違反した者に対し、必要な措置を講ずるよ う命ずることができる。	
(委任)	第9条 この条例に定めるもののほか,条例の施行に関し必要な事項は,規則で定める。	第8条 この条例に定めるもののほか、この 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め る。	第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
(過料)		第9条 第7条の規定による命令に従わなかった者は、5万円以下の過料に処する。	
(代執行)			第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き地の所有者等が命ぜられた措置を履行しない場合には、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら空き地の所有者等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を空き地の所有者等から徴収することができる。

	大崎町ポイ捨て等防止条例	志布志市ポイ捨て防止条例	亀岡市環境美化条例
(公表)			第14条 市長は、第12条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。
(施行)	平成22年4月1日	平成21年10月1日	平成17年4月1日から施行し、第12条、第13条 及び第14条の規定は、平成17年7月1日から適 用する。

ポイ捨て防止条例等における他都市の参考事例

条例名	内容
大阪市空き缶等の投	(回収容器の設置)
げ捨て等の防止に関	第7条 容器に収納した飲料を自動販売機(市長が定める自動販売
する条例	機を除く。以下同じ。)により販売する事業を行う者(以下「自
	動販売業者」という。)は、当該自動販売機の設置されている場
	所又はその周辺に当該自動販売機により販売した飲料を収納し、
	又は収納していた容器の回収容器を設置するとともに、当該回収
	容器を適正に管理しなければならない。
	(自動車の投棄等の禁止)
	第8条 何人も、道路、広場、公園、河川、湾岸その他の公共の場
	所にみだりに自動車を放棄し、若しくは放棄させ、又はこれらの
	行為を行おうとする者に協力してはならない。
野田市ポイ捨て等禁	(事業者の責務)
止及び環境美化を推	第4条 事業者は、事業所、事業所の周辺その他事業活動を行う地
進する条例	域において、清掃その他環境美化活動に努めなければならない。
	2 事業者であって、容器に収納した飲食物を販売するものは、当
	該飲食物を一般消費者に販売するに当たっては、適切な場所に空
	き缶等の回収容器を設置し、適正な回収及び再資源化に努めると
	ともに、ポイ捨てを防止するため、広報活動等を通じて一般消費
	者に対する啓発を図らなければならない。
	3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する特定
	施策に協力しなければならない。
愛川町みんなで守る	(ポイ捨ての禁止)
環境美化のまち条例	(かれたくの宗正) 第7条 何人も、公共の場所等にポイ捨てをしてはならない。
水光大山のより木門	
	 (調理くず等の投棄又は放置の禁止)
	第8条 何人も、公共の場所等において野外活動を行うときは、調
	理くず等を投棄し、又は放置してはならない。
	(回収容器の設置及び管理)
	第9条 自動販売機により容器入りの飲食物を販売する者は、規則
	で定めるところにより回収容器を設置し、これを適正に管理しな
	ければならない。
	2 前項の規定により回収容器を設置した者は、回収した空き缶等
	の資源化に努めなければならない。

(落書きの禁止)

- 第10条 何人も、公共の場所等に落書きをしてはならない。
- 2 町長は、公共の場所等への落書きが著しく周辺の美観を損なう 状態にあると認められるときは、当該公共の場所等を所有し、占 有し、又は管理する者に対し、当該落書きを消去するよう要請す ることができる。

(たん、つば等の禁止)

第12条 何人も、公共の場所等で、みだりにたん、つば等を吐いてはならない。

(深夜の花火の禁止)

- 第13条 何人も、公共の場所等において深夜に花火をしてはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合 は、前項の行為をすることができる。
 - (1) 法令による許可を受けた場合
 - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に支障がないと認めた場合

(ごみ収集所の清潔保持)

- 第15条 ごみ収集所を利用する者は、次に掲げる事項を遵守し、 当該ごみ収集所における清潔の保持を図らなければならない。
 - (1) 指定された日時に廃棄物を排出すること。
 - (2) 廃棄物を適正に分別して排出すること。
 - (3) 廃棄物が、飛散し、又は流出しないように排出すること。

(生活排水等による水質汚濁の防止)

第16条 何人も、日常生活に伴って発生する生ごみ、廃食用油等 を適正に処理するとともに、洗剤の適正な使用を心がけることに より、河川、水路その他の公共用水域の水質汚濁の防止に努めな ければならない。

いなべ市環境美化条

(焼却の禁止)

例

第8条 何人も、焼却に伴うばい煙、悪臭又は有害物質の発生のお それのある廃棄物を焼却してはならない。ただし、法第16条の 2各号に掲げる方法により廃棄物を焼却した場合は、この限りで ない。

高松市環境美化条例

(環境美化の日)

第6条 市長は、快適な生活環境の保全及び創造について市民等及 び事業者の意識の啓発を図り、まちの美化を推進するため、環境 美化の日を設けることができる。

(公共の場所における印刷物等の回収)

第8条の5 公共の場所において、印刷物等(ちらし、びらその他 これらに類するものをいう。以下この条において同じ。)を市民 等に配布し、又は配布させた者は、その配布場所の周辺に当該印 刷物等が散乱した場合においては、これを速やかに回収するよう 努めなければならない。

相模原市ごみの散乱 防止によるきれいな まちづくりの推進に 関する条例

(きれいなまちづくりの日)

- 第11条 市は、市民等、事業者及び土地所有者等のきれいなまちづくりの推進に関する理解と関心を深め、積極的にきれいなまちづくりの推進に関する活動を行う意欲の醸成を図るため、きれいなまちづくりの日を設ける。
- 2 きれいなまちづくりの日は、5月30日とする。
- 3 市は、きれいなまちづくりの日にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

府中市まちの環境美 化条例

(禁止行為)

- 第7条 市民等は、公共の場所等において、みだりに空き缶等及び 吸い殻等を捨ててはならない。
- 2 市民等は、公共の場所等において、落書き行為をしてはならない。
- 3 市民等は、飼育する犬又は猫のふんを公共の場所等に放置して はならない。
- 4 事業者は、公共の場所等において、他の法令の規定により掲示することが認められている簡易広告物を除き、環境美化の推進を 害するおそれのあるかに広告物を掲示してはならない。
- 5 飲食物を販売する事業者は、当該販売する場所に空き缶等の回収容器を設置することなく自動販売機を設置してはならない。

(地域美化協力員)

第10条 市長は、地域における環境美化に資するための啓発活動 及び自主活動を促進するため、府中市地域美化協力員を委嘱する ことができる。

(環境美化推進委員会)

- 第11条 この条例の目的を達成するため、市長の附属機関とし て、府中市環境美化推進委員会(以下「委員会」という。)を置 く。
- 2 委員会は、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間 とする。ただし、再任を妨げない。

(顕彰)

第12条 市長は、環境美化に貢献した者に対し、顕彰を行うこと ができる。

成田市空き缶等及び 止に関する条例

(美化推進員)

- **吸い殻等の散乱の防** | 第10条 市長は、環境美化の促進及び美観の保護を図るため、必 要に応じ美化推進員を規則の定めるところにより委嘱すること ができる。
 - 2 美化推進員は、次の各号に掲げる活動を通じて、空き缶等及び 吸い殻等の散乱の状況を把握し、市長に報告するものとする。
 - (1) 地域の巡視
 - (2) 指導及び啓発